

入札説明書

平成 29 年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院庭園管理業務委託（平成 29～31 年度）に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成 29 年 2 月 3 日(金)
- 2 入札執行者 地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 田中 一成
- 3 担当部署 〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東 4-27-1
地方独立行政法人静岡県立病院機構本部事務部経営管理課
電話番号：054-200-1622
- 4 業務委託内容等
 - (1) 入札番号 本事管第 289 号
 - (2) 業務名 平成 29 年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院庭園管理業務（平成 29～31 年度）
 - (3) 業務場所 ① 静岡県立こころの医療センター
静岡県葵区与一 4 丁目 1 番 1 号 静岡県立こころの医療センター
静岡県葵区沓谷 1-18-25 沓谷医師宿舎
② 静岡県立こども病院
静岡県葵区漆山 860 番地 静岡県立こども病院
静岡県葵区漆山 2-1 他 職員宿舎
 - (4) 業務期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日
 - (5) 業務概要 仕様書のとおり
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 静岡県の維持管理業務競争入札参加資格において、「除草」、「剪定」の業務区分について、全ての競争入札参加資格を有する者であり、かつ静岡市内に本社又は営業所が存在すること。
 - (3) 建設業法による経営事項審査において技術者数(業種区分:造園工事)が 3 名以上いること。
 - (4) 入札時に静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成 18 年度集用第 103 号）に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等

が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、次により期限までに**入札参加資格確認申請書**（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成の上、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は受理した申請書及び資料の不足又は不備等により入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できない。

ア 提出期間 公告の日から平成 29 年 2 月 13 日(月)まで（土曜日、日曜日及び当該期間内に祝日を含む場合には除く。）の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 4 時まで

イ 提出先 上記 3 に同じ

ウ その他 申請書及び資料は各 1 部を提出する。また、返信用に長形 3 号封筒（あて先を記入し、簡易書留郵便料を含む切手 392 円分貼付のこと）を併せて持参により提出すること。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成 29 年 2 月 16 日(木)までに通知する。

- (3) 申請書は**様式 1**により作成すること

- (4) 資料とは、次によるものをいう。

ア 静岡県入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 経営事項審査にて提出した技術職員名簿及び 1 級又は 2 級造園施工管理技士を証明する技術検定合格証明書の写し（3 名以上提出のこと）

- (5) その他

ア 申請書・資料の作成及び申込みに係る費用は申請者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る（国際機関による証明書は英語でも可とする。ただし、日本語の訳を添付すること）。

7 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、平成 29 年 2 月 17 日(金)までに日本語の書面(様式任意)を持参することにより提出しなければならない。

- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、平成 29 年 2 月 22 日(水)までに説明を求めた者に対して日本語の書面により回答する。

- (4) (2)の書面の提出先は、上記 3 に同じとする。

8 仕様書等の交付

- (1) 交付期間 公告の日から平成 29 年 2 月 13 日(月)まで
- (2) 交付場所 機構ホームページ上に掲載し、直接配布は行わない。

9 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行日時 平成 29 年 2 月 24 日(金) 午前 10 時 30 分
- (2) 入札執行場所 静岡県静岡市葵区北安東 4-27-1
静岡県立総合病院北館 6 階第 3 会議室
- (3) 委任状 代理人が入札を行う場合、**様式 2**により委任状を作成すること
- (4) その他
 - ア 郵送及び電送による入札は認めない。
 - イ 入札書の提出にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを添えて提出すること。
 - ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 入札が予定価格の範囲内には、再度入札を直ちに実施する。
 - オ 入札執行回数は 2 回を限度とする。

10 開札

開札は 9 に掲げる日時、場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせて行う。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等にした入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一事項の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (8) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2 人以上の代理人をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

13 入札保証金及び契約保証金

免除

14 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

15 異議の申し立て

入札した者は、入札後、入札説明書、設計書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 支払条件

年4回の分割払いとする。

17 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る平成29年度予算の成立を条件とする。
- (2) 入札参加者は、契約書及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) その他詳細不明の点については、次の機関へ照会すること。

- ・入札手続きに関すること

静岡県立病院機構本部事務部経営管理課 企画・情報班
(電話番号：054-200-1622 内線 3194)

- ・各病院の仕様に関すること

県立こころの医療センター事務部 総務経営課 総務係
(電話番号 054-271-1135 内線 213)

県立こども病院事務部 総務課 管財係
(電話番号 054-247-6251 内線 2459)